

# 塩尻市地域防災計画

## その他災害対策編

雪害対策編  
原子力災害対策編  
道路災害対策編  
大規模な火事災害対策編

令和7年度修正

新旧対照表

| 新   | 旧   | 修正理由・備考               |
|---|---|-----------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>雪害対策編</b></p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>9 文化財の保護</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 (<b>県民文化部</b>)</p> <p style="padding-left: 2em;">市<b>文化財所管部局</b>を通じ所有者または管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>12 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 (危機管理部、企画振興部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) 次の事項についてテレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して行うとともに、防災研修会、防災講演会の充実、パンフレット等により広く市民に対して防災知識の普及を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する<b>気象警報</b>・注意報等に対する知識</p> | <p style="text-align: center;"><b>雪害対策編</b></p> <p style="text-align: center;">第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>9 文化財の保護</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 (<b>教育委員会</b>)</p> <p style="padding-left: 2em;">市<b>教育委員会</b>を通じ所有者または管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>12 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画 (危機管理部、企画振興部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ア) 次の事項についてテレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して行うとともに、防災研修会、防災講演会の充実、パンフレット等により広く市民に対して防災知識の普及を図るものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。</p> <p>a 雪害に関する<b>警報</b>・注意報等に対する知識</p> | <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> |

【雪害対策編】第2章第1節

| 新  | 旧  | 修正理由・備考               |
|--|--|-----------------------|
| <p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 気象警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策（長野地方気象台）</p> <p style="padding-left: 20px;">気象業務法に基づく <b>気象警報</b>・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 気象警報等の伝達活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 関係機関が実施する対策（長野地方気象台）</p> <p style="padding-left: 20px;">気象業務法に基づく <b>警報</b>・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。</p> | <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> |

| 新   | 旧   | 修正理由・備考               |
|---|---|-----------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>原子力対策編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、または原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避または避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>(5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> | <p style="text-align: center;"><b>原子力対策編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、または原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避または避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>(5) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> | <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> |

| 新  | 旧  | 修正理由・備考               |
|--|--|-----------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>道路災害対策編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 災害応急対策の実施</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、<u>道路啓開計画に基づき</u>、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施するものとする。</p> <p>災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。(建設部、道路公社、警察本部)</p> | <p style="text-align: center;"><b>道路災害対策編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 災害応急対策の実施</b></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施するものとする。</p> <p>災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行うものとする。(建設部、道路公社、警察本部)</p> | <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> |

【大規模な火事災害対策編】第1章第1節

| 新  | 旧  | 修正理由・備考               |
|--|--|-----------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>大規模な火事災害対策編</b><br/><b>第1節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>第3 計画の内容<br/>(2) 実施計画<br/>ウ 県が実施する計画<br/>(オ) 市 <u>文化財所管部局</u>を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。<u>(県民文化部)</u></p> | <p style="text-align: center;"><b>大規模な火事災害対策編</b><br/><b>第1節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>第3 計画の内容<br/>(2) 実施計画<br/>ウ 県が実施する計画<br/>(オ) 市 <u>教育委員会</u>を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。<u>(教育委員会)</u></p> | <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> |

| 新   | 旧  | 修正理由・備考               |
|---|--|-----------------------|
| <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 消防水利の多様化及び適正化</p> <p>「消防水利の基準」に適合するように、<u>消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</u></p> <p><u>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</u></p> | <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(イ) 消防水利の多様化及び適正化</p> <p>「消防水利の基準」に適合するように、<u>消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。</u></p> | <p>県の計画の記載に合わせた修正</p> |